

第1回 中間市水道事業あり方検討委員会 議事録要旨

開催日時 令和2年7月6日(月) 16時30分～18時30分

開催場所 中間市役所 別館3階 特別会議室

出席者(委員) 行事和美、近藤春生、松木孝史、美谷薫、宮野俊明、武藤淳
(中間市) 中間市長、環境上下水道部長、上水道課長、上水道課長補佐
上水道課管理係長、上水道課施設係長、上水道課事務担当、
榎松尾設計

(司会)

第1回中間市水道事業あり方検討委員会を開催いたします。それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

まず本日の資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料をご覧ください。まず委員会次第A4用紙になります。続きまして同じくA4用紙の委員名簿。中間市水道事業あり方検討委員会設置要綱。続きまして中間市水道事業あり方検討委員会予定日一覧。続きまして資料として第1回委員会資料、A4用紙になります。A3用紙の第1回資料編。同じくA3用紙の第1回資料編図集。A4用紙の用語集となります。以上となりますが、お手元に資料はございますか。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

次第番号2、委嘱状の交付を行います。開催にあたりまして中間市長の福田浩から委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。委員の皆様は自席にてお受け取りいただきますようお願いいたします。では市長よりお願いいたします。

(市長)

委嘱状 宮野俊明様 中間市水道事業あり方検討委員会の委員を委嘱いたします。

委嘱期間は令和2年7月6日から令和3年3月31日まで。

令和2年7月6日 中間市長 福田浩 どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状 近藤春生様 以下同文でございます。

委嘱状 武藤淳様 以下同文でございます。

委嘱状 美谷薫様 以下同文でございます。

委嘱状 遠賀町副町長 行事和美様 以下同文でございます。

委嘱状 福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室室長 松木孝史様 以下同文でございます。

(司会)

ありがとうございました。続きまして中間市長から挨拶をお願いいたします。

(市長)

改めましてみなさまこんにちは。今年にはコロナウィルスが猛威をふるい、第二波が懸念されるなか、委員をお願いしたところ心よくお引き受けいただき誠にありがとうございます。さて現在の中間市の水道事業は黒字決算ではございますが、慢性的な人口減少に加え、水道の施設の老朽化による設備投資の必要性などにより、今後赤字経営に転落する可能性が十分にあります。そのため、中間市の水道事業をどのように進めていくべきかを外部の有識者でございます委員の皆様のご意見をいただきたく当委員会を立ち上げた次第であります。大変立派なそして見識のある方々が委員になっていただいたこと、誠に感謝申し上げます。ぜひとも各専門の見地から今後の水道事業のあり方、そして経営方針等に関して屈託のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。どうぞご支援ご鞭撻をよろしく願いいたします

(司会)

委員等の紹介を行います。お手元の委員名簿にそって、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前を読み上げさせていただきますので、ご挨拶をお願い致します。

遠賀町副町長 行事和美様でございます。

西南学院大学経済学部経済学科教授 近藤春生様でございます。

福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室室長 松木孝史様でございます。

福岡県立大学人間社会学部准教授 美谷薫様でございます。

九州産業大学経済学部経済学科教授 宮野俊明様でございます。

公認会計士であります武藤淳様でございます。なお武藤様は中間市の監査委員を兼任されていることもあわせてご紹介させていただきます。

続きまして執行部を紹介させていただきます。

中間市長の福田浩です。

事務局の紹介をいたします。

中間市環境上下水道部部長 安徳保です。

上水道課課長 田中秀一です。

上水道課課長補佐 田代磯政です。

上水道課管理係長 山下博信です。

上水道課施設係長 矢野貴士です。

なお庶務担当として上水道課施設係、高山と花田が庶務を担当させていただきます。

最後にこの水道事業あり方検討委員会を行うにあたり、事務補助として株式会社松尾設計がサポートいたします。

(司会)

中間市水道事業あり方検討委員会設置要綱の説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

中間市水道事業あり方検討委員会設置要綱、以下「設置要綱」と呼ばせていただきます。設置要綱について説明させていただきます。恐れ入りますが、設置要綱をお手元にご用意ください。

第1条、中間市水道事業あり方委員会の設置について。

第2条、所掌事務を規定するものでございます。

第2条第1号 水道事業の将来的な位置づけと、あり方に関すること。

第2号 水道事業の経営改善と経営形態の確立に関すること。

第3号 水道事業の運営に必要と認められること。

であり、以上協議、検討するとさせていただきます。

第3条 組織について、先ほど紹介いたしました委員6名をもって組織させていただきます。

第4条 任期です。委嘱の日、本日から所掌が終える日とさせていただきます。

第5条 委員長副委員長について、第1項で委員長副委員長をおき、委員の選任により定めさせていただきます。

第6条 会議について、第1項で委員長が招集し、その議長になるとさせていただきます。

第7条 謝礼について、第1項で委員が会議に参加した時は、謝礼として1回につき、1万1千3百円を支給するとさせていただきます。なお、この中には交通費を含むこととさせていただきます。

第2項で福岡県職員の委員の方には謝礼を支給しないとしていますので、よろしくをお願いいたします。

第8条 守秘義務について、この会議に出席したものは知り得た秘密を漏らしてはならないとさせていただきます。

第9条 委員会の庶務は、上水道課において処理するとさせていただきます。

第10条 委員会の運営に関し、必要な事項は委員会が定めるとさせていただきます。

最後に附則ですが、履行期日失効日ですが、令和2年4月1日から施行し、令和3年3月31日をもって、効力を失うとさせていただきます。

また、招集の特例として最初の会議、本日になりますが、市長が招集するとさせていただきます。

以上、簡単ですが設置要綱の説明をさせていただきました。

ここまででよろしいでしょうか。では説明は以上となります。

(司会)

続きまして、委員長副委員長の選出です。どなたか委員長副委員長への立候補はございますか。立候補がございましたら、挙手をお願いいたします。

立候補がございませんので、事務局案を提案させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議がないようですので事務局案として委員長に美谷様、副委員長に武藤様を提案させていただきたいと思います。

設置要綱第5条第1項の規定により委員の互選により選出することとなっておりますので、委員長に美谷様でよろしいですか。承認される場合は挙手をお願いいたします。

挙手多数により委員長に美谷様が選出されました。

続きまして副委員長に武藤様でよろしいですか。承認される場合は挙手をお願いいたします。挙手多数により副委員長に武藤様が選出されました。美谷様、武藤様よろしくをお願いいたします。

それではまず委員長からご挨拶をよろしくをお願いいたします。

(委員長)

改めまして、こんにちは。ただいま委員長を拝命いたしました、福岡県立大学の美谷です。先ほど自己紹介させていただいた時にもお話しましたが、前職の公務員時代に水道事業に関わった実務経験が若干あります。そういった経験を生かしてということで選任いただいたと理解しております。至らない点もあるかと思いますが、しっかりした議論ができる形で進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして副委員長からご挨拶をお願いいたします。

(副委員長)

副委員長を拝命いたしました武藤です。先ほどご紹介いただきましたとおり、市の監査委員を兼任させていただいております。その中で市の水道事業の決算等の数字も把握できている立場にあり、委員長の会の運営をサポートさせていただきながら副委員長の大役を務めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして諮問書の交付を行います。福田市長をお願いいたします。

(市長)

中間市水道事業あり方検討委員会、委員長美谷薫様。今後の中間市の水道事業のあり方を検討するため、下記の事項について諮問いたします。

- 1.本市、中間市水道事業の将来的な位置づけとあり方に関する事。
- 2.本市、水道事業の経営改善、経営形態の確立に関する事。
- 3.その他、本市水道事業の運営に必要な事。

以上につきまして諮問いたします。令和2年7月6日 中間市長福田浩。

(司会)

市長におかれましては、公務の都合上これを持ちまして退出させていただきます。

(司会)

では議題に移ります。委員長よろしくお願ひいたします。

(委員長)

それでは議題の方に入ります。最初に会議のルールということで、設置要綱等に基づくものとして、会議の公開に関するルールに関して議論いただきたいと思ひます。事務局の方から説明をお願ひいたします。

(事務局)

本市が開催いたします会議、委員会等につきましては、原則公開することとしておりますが、公開することで意思決定における自由闊達な意見がでにくい場合等は非公開とし、会議録の公開という方法をとっている場合がございます。その点についてご審議をいただきたいと思ひます。

(委員長)

市が開催する会議というのは、一般的に公開ということが多いのですが、今回は活発な意見をいただきたいという趣旨から、事務局の方から非公開にすることもできるというようなご提案をいただきました。ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

会議録の公開という方法は、会議が非公開であれば会議録を公開することですが、もし開示するような場合であれば委員の名前を出さずに発言を明記する方法もあると伺っていますが、そのあたりについてはいかがですか。

(委員)

氏名を掲載せずに会議録の公開でいいと私は思ひます。

(委員長)

ありがとうございます。会議の公開についてはいかがですか。事務局の方としてはご意向ありますか。

(事務局)

事務局といたしましては、設置趣旨であります設置要綱、それから委員名簿を公開したいと考えております。委員に関する事項の氏名、所属団体について公開してよろしいかというご審議も重ねてお願いいたします。

(委員長)

会議自体についてはどうしますか。内容的にはかなり厳しい話がでるようなので、そのあたりを踏まえてどうですか。

(事務局)

会議の方は非公開とし、会議録については匿名で原則公開させていただきたいと思っております。

(委員長)

事務局の方からはそういった提案ですが、よろしいですか。会議につきましては非公開、会議録や会議資料については公開するという形、会議録は具体的な委員名は挙げずに委員ということで公開するという形で進めたいと思います。

それでは事務局の方は会議録の作成をよろしくお願いいたします。先ほどの確認となりますが、決定事項についてご説明をいただいてよろしいですか。

(事務局)

もう一度ご確認いたします。今決定しましたように、会議は非公開とし会議録については匿名で原則公開させていただきます。また、会議録を作成するために録音させていただきますので、あらかじめご了承お願いいたします。設置趣旨であります設置要綱、委員名簿を公開したいと考えております。

(委員長)

委員名簿には、皆様の名前とご所属を出されるということですが、よろしいですか。では委員名、所属団体については公開させていただくこととします。

以上が会議のルールに関する事でございます。それでは議題の本題に移ります。

(委員長)

中間市水道事業の現状について事務局から説明がございます。

(事務局)

まずこの委員会を立ち上げることになった理由からですが、中間市の遠賀川西部地区にある西部浄水場が老朽化し改修の必要が生じました。また、中間市遠賀川東部地区にある唐戸浄水場は一部の施設以外とても古く、そちらの方も改修の必要があると判断しています。ですが、唐戸浄水場は西部浄水場と違い敷地面積が狭く、運転しながらの改修はとても困難です。さらに20年後には人口が減少することも予想されています。そのような中で、そのまま浄水場を建て替えるほうがいいのか、それとも近隣の他都市と連携をして施設の規模を縮小していく方がいいとするのかということで、この委員会が立ち上がった次第です。

では資料の2ページをお願いします。

中間市水道事業は昭和6年に創設工事に着手し、昭和8年に給水を開始しました。以来8回の拡張工事を経て今日に至っています。資料の3ページからは時間の都合上説明を割愛させていただきます。資料の9ページをお願いいたします。重ねまして、資料編と書かれたA3サイズの11ページ。右下に資料の5-2と書かれています。ここではまず中間市水道事業の現状から説明します。

上から2行目、経常収支比率は維持管理費や支払い不足をどの程度蓄えているかを示す資料です。この数字は100を超えていれば単年度の収支が黒字ということを示しております。中間市は100を超えてはいますが、周辺事業体と比べますとやや低い数字と言わざるを得ません。

次に累積欠損金比率は営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。累積欠損金が発生していないという0%であることが求められている数字です。中間市は0%です。

次に、流動比率ですが、支払うことができる現金があるかどうかを示す指標で、100%以上が必要です。中間市は424.81%です。

次に、企業債残高対給水収益比率は、中間市は494.19%です。企業債残高は水道料金と比べて適切かどうかの指標です。料金回収率は、どの程度費用を給水利益で賄えているかどうかの指標です。100%を下回った場合、費用が給水料金以上にかかっていることを意味します。中間市は101.94%です。

給水原価は、水を作るのにかかるお金でございます。

施設利用率は、施設の利用状況や適性規模を表す数字であり、大きいほど良い数字です。中間市は52.89%です。この数字は周辺事業体と比べて、やや下回っております。

有収率は、作った水がどれだけお金になったかの指標です。中間市は88.9%です。この数字は周辺事業体と比べてほぼ同じです。

有形固定資産減価償却率は、減価償却がどのくらい進んでいるかの指標です。

老朽化の指標で100%に近いほど有形固定資産が古いことを示しています。中間市は、53.47%です。この数字は周辺事業体と比べて、やや上回っています。

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示した指標です。中間市は、27.54%です。周辺事業体は16.27%です。

管路更新率は、当年度に更新した管路延長の割合を示した指標です。仮に1%の場合、すべての管路更新には100年かかるという計算になります。1.39%ですので、中間市は約71年かかる計算になります。

これらの指標を総合しますと、中間市は収支関係の指標において経常利益は黒字、累積欠損金もなく安定的に推移しており、経営的には概ね良好であるといえます。

資料の12ページをお願いいたします。資料編と書かれた資料の16ページと17ページも併せてお願いします。

ここでは今回委員会で検討していただく、今後中間市の水道事業の進んでいくあり方のケースを文章にしたものであります。本市の方であらかじめ、4つのケースを用意させていただきました。この4つのケースの中に自治体Aと事業統合を目指すという件がありますが、本市と自治体Aは、この事業統合について条件などについて具体的な協議を行っているわけではありません。従いまして、事業統合の具体的な条件は分かかっていませんが、これまで他都市が事業統合した時の事例などを参考にして、およそ次のような条件が提示されるのではないかと予想しています。

この内容ですが、中間市水道事業を統合することによって、自治体Aの水道料金が変わらないことが条件です。つまり、(注：統合後に中間市・遠賀町エリアの施設改良する必要がないように、)事業統合するまでに中間市の水道の施設を自治体Aと同等程度まで引き上げることが条件だと想定しています。そのためには、施設への集中工事が必要となります。

それぞれのケースのご説明に入ります。

資料編の16ページ、17ページ。さらに図集と書かれたA3サイズの資料の7-3をお願いします。

ケース1は、西部浄水場分の浄水場を新設し、後に中間市エリア分の施設を新浄水場内の中に増設する方法です。

ケース2は、西部浄水場を廃止し、その給水エリアを自治体Aから受水します。後に中間市エリアの給水分の施設を西部浄水場の跡地に新設をして、そのエリアの受水は終了するというございます。ただ、ケース1のような大きな浄水場ではなく、今現在の唐戸浄水場ほどの規模の浄水場の建設であり、2040年時点では、まだ新たな浄水場では全ての水量を賄いきれず、この資料では受水が続いた状態となっています。

ケース3は、西部浄水場を廃止し、その給水エリアを自治体Aから受水して、後に唐戸浄水場を改修しながら、おおむね15年を経て、事業の統合を目指すというものです。それまでに自治体Aと同等レベルの施設の更新を目標として、施設整備を行うという

ことです。

ケース4は、西部浄水場はそのまま、唐戸浄水場を一部改修しながら、おおむね5年後をめざし、なるべく早く事業統合を目指すということです。ケース3と似ていますが、ケース3に比べて、短い期間で自治体Aと同等レベルの更新率を目標として施設整備を行うということです。

次に資料編の20ページから23ページ。8-1をお願いします。

ただいま説明しましたケース1をグラフにして説明したものです。次の21ページはケース2をグラフにしたものです。次のページはケース3をグラフにしたものです。次のページはケース4をグラフにしたものです。これらの4つのケースの説明はそれぞれケースを比較しやすいように、すべての記載の方法や、記載箇所を同じ場所にそろえています。この4つのケースの説明の一番左上にケースの番号を書いています。そのすぐ下に表があります。左が給水単価、給水単価の年次の金額を記載しています。左側は供給単価、右側は給水原価を記載しています。

左側の供給単価といいますのは、有収水量当たりには得られる収益です。給水原価は有収水量にかかる費用です。供給単価が10%上げれば、水道料金も10%上がると考えてもらって良いと思います。

まず20ページ、8-1をお願いします。ケース1をグラフにしたものです。

ケース1は、西部浄水場の横の敷地に、西部浄水場と同程度の浄水場を新設いたします。その後、浄水場の規模を増設して唐戸浄水場を廃止するという案でございます。正確には唐戸浄水場の浄水池だけは残ります。まず20ページ右側。上の方にグラフがあります。収益的収支を表したグラフです。

収益的収支といいますのは、事業年度に発生すると見込まれるすべての収益とそれに対応するすべての費用です。茶色の折れ線グラフは供給単価、水道料金です。その下側にある水色の折れ線グラフは給水原価です。水を作る価格です。黄色の折れ線グラフは損益を表しています。うすい緑の棒グラフは水道事業収益を表しています。紫の棒グラフは水道事業の費用を表しています。

茶色の折れ線グラフの水道料金の方ですが、令和元年で151.11円のもの、令和33年には(削除)円になっています。これだけ水道料金が上がっていきます。

すべてのケースに言えることですが、水道料金の上げ方には決まり事をつけております。まず一度値上げをしましたら、最低(削除)年間には次の値上げをしないということ。一度の値上げの上げ幅は(削除)%を超えないということです。

続きまして水色の折れ線グラフの給水原価です。令和23年度までは浄水場の新設、増設および減価償却が続くため、金額が上がっていきます。その後は相対的に下がっていくと予測されます。このため、黄色の折れ線グラフでは収益は令和23年度あたりから上がっていくものと予測されます。令和14年度から令和17年度にかけて給水原価

が供給単価を上回るという現象が続いて、いわゆる赤字の状態がこの間だけ続くものと予測されます。

その下のグラフをお願いします。これは資本的収支を表しています。資本的収支とは、将来に備えて行う建設改良や建設改良にかかる企業債元金の償還や企業債の収入などです。

水色の棒グラフは資本的収入を表しています。

茶色の棒グラフは資本的支出を表しています。

さらに黄緑の折れ線グラフですが、内部留保資金を表しています。

その下の表でございしますが、令和3年度、13年度、23年度、33年度、40年度のそれぞれの年度時点での企業債残高を表したものです。

その前の資本的収支のグラフに戻りますが、茶色の棒グラフは資本的支出です。令和4年から令和7年、令和10年から令和13年に収入支出が伸びているのがわかります。これは令和4年度から西部浄水場を新築し、令和10年ごろからは唐戸浄水場の増設により資本的収支が急激に伸びているためです。それが終了しますと、浄水場新設前の令和3年の水準に収支が落ちついているのがわかります。

青の棒グラフは資本的収入ですが、資産の購入費の補助金や企業債での収入です。支出の棒グラフと同じように上がり下がりしているのが見てとれます。浄水場増築が終了する令和14年度からは令和3年の企業債の収入に戻ったことがこのグラフから読み取れます。

これでいきますと、内部留保資金は浄水場建設時の令和3年度から令和13年度までは、ほとんど伸びはありませんが、それを過ぎると令和14年度からはゆるやかに回復し、令和32年ごろからは急激に伸び始め、令和40年には（削除）円の内部留保資金が貯まることとなります。内部留保資金（削除）円はこの時期になりますと、先ほどの令和4年、また令和10年ごろに改築、増設した浄水場が次の更新になりますので、このくらいの内部留保資金が必要ではないかということで設定した数字です。

一番下の表はその年度の企業債の残高を表したものです。令和3年度は、およそ（削除）円の企業債残高があります。それが浄水場の新築および増築が終了するころの令和13年度ごろには（削除）円の残高まで膨れ上がります。その後、水道料金を順次改定していきますと、企業債残高が少しずつ下がり始めます。令和23年は（削除）円、令和33年は（削除）円、令和40年度には（削除）円になると予測されます。浄水場を改築して市単独で水道事業を維持し続けるためには、これくらいの水道料金の改定、資本的投資が必要ということです。最後にケース1についての整理点をあげさせていただいて、ケース1のご説明を終わりたいと思います。

整理点として、このケースではすべての決定事項が、中間市だけで決定できること。浄水場を増築するという形で事実上2回、浄水場を構築すること。人口が減少していく中で、数十年のサイクルで今回と同じ問題がおそらく2040年ごろからもう1度再発、

発生すること。それを解決するために内部留保資金の適正金額を蓄え続けなければならないのは言うまでもありません。

ケース2の説明です。資料編の21ページ。8-2をお願いします。

ケース2は、西部浄水場を一旦廃止します。そして、それまで西部浄水場から給水していた区域を自治体Aから水を受水して対応します。令和10年度頃から西部浄水場の敷地に唐戸浄水場と同じ程度の規模の浄水場を新設するものです。

この場合、受水単価が問題となります。今の時点では相手方、自治体Aからの受水単価は、条例で決めているm³当たり(削除)円以下としか情報がありません。そのため、こちらである程度、現実性のある受水単価を想定して進めていくしかありません。

仮定として(削除)円と想定しています。受水単価が上昇しているのは、おそらく今後他都市も値上げをするのではないかという理由からです。これでいきますと、年間(削除)円の収益的収支の支出になることが予想されます。この後に唐戸浄水場を新築したあとは、自治体Aからの受水を廃止します。ただ先ほど申しましたように、この資料の2040年度末時点では、このケース2で建設した新しい浄水場の規模では、この時点での全水量を賄うことができないため、自治体Aからの受水を終了できないので、受水が続いている形になっています。このページの右上の収益的収支のグラフをお願いします。茶色の折れ線グラフは水道料金です。令和1年で151.11円だったものが、(削除)円になっています。

これに対して給水原価は、令和8年度の受水開始当りから、金額が上がり始め、唐戸浄水場を新設するころに、再び急激に上がるものと予測されます。その後、令和29年度まで上がっていき、令和30年度に少しずつ下がっていきます。

このため、収益は令和17年度あたりから上がっていくものと思われます。令和14年度から令和17年度にかけて給水原価が供給単価を上回るという現象が続きますのは、ケース1と同じです。

資本的収支の支出のグラフですが、令和4年から令和7年には、唐戸浄水場の改修で少し支出が伸びているのが分かります。その後、令和10年から令和13年度に唐戸浄水場を新築のため、急激に支出が伸びているのが見てとれます。青色の棒グラフの令和10年から令和13年まで浄水場新築時に伸びていることがご理解いただけると思います。それが終了しますと、浄水場新設前の令和3年の水準に落ち着いていきます。

内部留保資金は、浄水場建設前の令和3年の(削除)円から浄水場新築後の令和14年度までに(削除)円近くまで落ち込みますが、その後横ばいに上がっていき、令和40年には(削除)円まで持ち直すことが分かります。

一番右下の表は、その年度の企業債残高を表にしたものでございます。企業債残高は(削除)円になる見込みです。ケース2についての整理点を挙げさせていただいて、ケース2の説明を終わります。

整理点として、比較的小さな浄水場の建設で、市単独として水道事業が継続できること。受水単価や受水水量など中間市だけで決定できず、他都市との協議が必要なこと。特に受水を受けたあとに最終的には再度受水を中止するということができるのかどうかということ。毎年（削除）円にもなる受水料金を払い続けなければならないこと。ケース1と同じように数十年のサイクルで今回と同じ問題が発生すること。ケース1と同じように内部留保資金を適正内に蓄え続けなければならないことなどがあります。

22ページ。右下8-3、ケース3のグラフをお願いします。

ケース3は、西部浄水場を一旦廃止し、自治体Aから受水をするところまではケース2と同じです。その後、現存する唐戸浄水場の設備をできるだけ維持管理で対応し、自治体Aへの事業統合を模索して、概ね令和18年頃までに事業統合を目指すというものです。

この場合もケース2と同様、受水単価が問題になりますが、今の時点では、自治体Aからは受水単価を条例で決めているm³当たり（削除）円以下としか情報がありません。そのためケース3でもケース2とまったく同じ受水単価を想定しています。再度、ケース3をおさらいしますと、受水条件が整ったあとには、西部浄水場を廃止します。そして唐戸浄水場の施設の維持管理を行い、延命をはかりながら、概ね令和18年頃までに自治体Aと事業統合を目指すというものです。

右上の収益的収支のグラフをお願いします。

茶色の折れ線グラフが水道料金です。令和1年、151.11円が令和13年度には（削除）円になります。その後は事業統合に向けて進めていくので料金は変わりません。

それに対して水色の折れ線グラフの給水原価、水を作るお金の価格は、令和7年度まではほぼ横ばいです。しかし令和8年度あたりから急に上がりはじめ、その後も上がり続けて、令和18年度を迎えているのが見てとれます。この理由は自治体Aからの受水費用が収益的収支に直接反映されているからです。

黄色の折れ線グラフの損益ですが、令和3年を境に横ばいが続くのが分かります。

投資額を示す赤茶色のグラフは、令和4年度当りから令和7年度にかけて上がっているのは、唐戸浄水場の改築費などのためです。その後、令和10年から令和13年度頃にかけて上昇していますのは、自治体Aへの事業統合にむけた集中的な設備投資のためです。

内部留保資金も急激に下がり始め、令和13年度あたりで再び上昇し、令和18年度に至ります。

企業債残高は、令和3年に（削除）円あったものが令和13年度には（削除）円、令和18年度には（削除）円になると予測されております。最後にケース3についての整理点を挙げさせていただいて、ケース3の説明を終わりたいと思います。

整理点として、次のケース4と比べまして、事業の統合までに比較的余裕があること

から、資本的収支の支出が比較的穏やかに済むということ。事業統合という他都市との協議が必要な問題を中間市だけで決定していること。ケース2と同じように、受水単価が中間市だけで決定できず他都市との協議が必要なこと。これも同じくケース2と同じく毎年（削除）円にもなる受水料金を払い続けなければならないこと。事業統合の時期を後ろに伸ばしているため、年度毎の投資額は少なくてすみませんが、本来懸念事項のひとつである、唐戸浄水場の老朽化対策が決定的に遅れてしまい、令和18年度頃まで改修だけで済むのかどうかの検討が遅れてしまっていることなどがあります。事業統合の後に残る、企業債残高（削除）円の精算の問題も残ります。

資料編23ページ、8-6のグラフでございます。ケース4の説明になります。

このケース4はできるだけ早い段階で自治体Aとの事業統合を目指すものです。そのためには、いち早く設備投資をして自治体Aとの資産の更新率を同レベルまで揃える必要があります。短期間に集中的に投資を行います。

まず右上の収益的収支のグラフをお願いします。茶色の折れ線グラフの水道料金ですが、令和1年で151.11円、令和8年には（削除）円となります。その後は事業統合によって進めていくので自治体Aの料金になります。

収益的収支の水色の折れ線グラフですが、給水原価、水を作る価格が徐々に上がっていくのが分かります。収益は令和3年度を境に徐々に下がっていくのが分かります。

その下のグラフ資本的収支のグラフをお願いします。令和4年度から急激に上がり、それが事業統合まで続くのが分かります。これは事業統合のための施設整備の集中投資のためです。その時の起債残高は（削除）円になるのが見てとれます。最後にケース4についての整理点を挙げさせていただいて、ケース4の説明を終わります。

整理点として、なるべく早く自治体Aと事業統合することで、老朽化の問題を解消すること。浄水場の老朽化の問題のことです。事業統合という他都市との協議が必要な問題を中間市だけで決定していること。ケース3と同じです。ケース3と同じように事業統合のあとに残る企業債残高（削除）円の精算の問題も残ります。

以上が本委員会で検討していただく中間市水道事業の将来の形態とそれぞれのケースの取り決めです。最後にこの4つのパターンを簡単におさらいして説明しますと、ケース1・ケース2は、最終的には中間市水道事業を残すという事。ケース3・ケース4は、最終的には自治体Aと事業統合を目指すという事。以上で事務局からの説明を終わります。

—— 休憩 ——

（委員長）

事務局の方から会議の公開の件でご提案があります

(事務局)

議事の公開非公開についての追加の提案です。内容によっては団体名、数値、金額等について非公開とすべきであると考えておりますが、ご審議の程をよろしく願いいたします。

(委員長)

先ほど説明の中にありましたとおり、相手方があることで、多少配慮が必要な内容であるため、そのあたりについては非公開にするという案です。その説明部分を省略するようなイメージでよろしいですか。

そういった形で多少は表に出さない部分、表に出しづらい問題ということですが、このあたりについてご意見はいかがですか。会議の秘密事項に該当すると思いますので、委員の先生方もこのあたり気をつけていただきたいと思います。

提案については以上でよろしいですか。

それでは先ほど説明がございました事業の現状、それから想定されるケース4つのパターンということですが、今日は第1回目ですので、なかなか細かい所まで議論するのは難しいと思いますが、内容について分かりづらかった点や質問等について委員の皆様から発言を得たいと思います。

(委員)

浄水場の改修や建て替えの費用に関しては過去の実績等を元にしてしているのか、それともいくつかの近隣の事業体がこれくらいだったというものですか。

(事務局)

浄水場の改修の金額は、市の方で浄水場の改修に関する基本設計の業務委託を発注して、その中で概算金額については浄水の処理方式をいくつかパターン化して規模等を人口予測とあわせて検討した中で金額を積算しています。同規模の浄水場の改修の金額ではなくて、市が単独で発注した業務委託の中で、金額を確定したものになります。

(委員)

おおよそ施設の概要等をイメージして、それにかかる費用を積算されたということですか。

(委員)

そうしますと「恐らくこれぐらいだろう」という、レベルということですか。予想以上にコストがかかった場合、当然のちのち想定が合わなくなるとは思いますが、「確実にこれでやれる」ような水準という見込みになるのですか。

(事務局)

歩掛等で基本計画の浄水場の処理能力規模にかかる部分で積み上げているところです。基本計画という枠ではあるので、その中で最大限のものを選定して、十分に足りるであろうと見越して、設計を組んでいると思っています。

(委員)

現時点では正確という取り方でよろしいですか。

(事務局)

はい。結構です。

(委員)

4つのケースを説明していただく前の一言目が、仮に自治体 A と事業統合をするとした時のでくる条件として、自治体 A の水道料金が変わらない・高くないというようなことでした。先ほど説明いただいた資料では現状で(削除)円になっていますが、ケース3・ケース4の場合、どこかのタイミングで更新をすることによってこの価格になるだろうと踏んでいるという理解でよろしいですか。

(委員)

確認ですが、「自治体 A の給水原価が上がらないようにというのは、統合後に中間市域の事業にお金がかかって、自治体 A の持ち出しが増えるというのは避けてほしい」という意味ですか。

(事務局)

まさにその通りで、中間市の施設が古い場合は事業統合後に自治体 A が投資を行うということになります。それを防ぐために、統合前に自治体 A の更新率と同等まで整備をしておけば、ただ単に給水エリアが増えるという形になりますので、委員がおっしゃった言葉が正解になります。

(委員)

ケース3・ケース4の部分で、自治体 A との事業統合を目指してというそのあとに、同等レベルを目標として施設整備を実施すると書かれています。これは資料3の

耐震化率等にもあがっていますが、これをしないと自治体 A と事業統合できないのか、常識的にそこまでしてもらわないと無理なのか、そういうところはこういった判断をされたのですか。

(委員)

「自治体 A の施設整備水準まであげるといっているのはどういうことなのか」ということですね。

(事務局)

この件に関しまして最初に説明いたしましたが、自治体 A と詳しくその点はお話したことはございません。ただ統合に関して情報が少ないため条例で受水単価が(削除)円以下と決められていますので、それよりも高くはないと思いますが、「(削除)円という受水単価にすれば、自治体 A が統合の話に前向きになるのではないかと、いうことです。自治体 A と協議をまだしていないので、少なくとも自治体 A の最大の範囲で単価を想定して説明をしています。最初の質問からいきますと、交渉の余地はあると思います。ケース 3・ケース 4 に示したような金額にまで想定しないと、自治体 A が事業統合の協議をしてくれないかという、そこまではないのかなと、交渉次第ではハードルが下がるのではないかと考えています。

(委員)

自治体 B が自治体 A と統合したと思いますが、その時の状況等は調査されていますか。

(事務局)

今回、自治体 A と同程度までもっていくという話ですが、自治体 B が自治体 A と統合をおこなっています。この統合に係る資料等を集めました。そのなかで自治体 A から求められたことが、施設のレベルを自治体 A と同程度まで引き上げる条件が推測できました。今回も同じ条件が推測できることから中間市の施設を自治体 A レベルまでもっていくには、どのくらいかかるかという点を施設の整備費用として計上させています。

(委員)

資料の見方に関して質問ですが、資料編の折れ線グラフの資料で、ケースごとに供給単価や給水単価等、説明していただいていたので分かり易かったのですが、「供給単価はこういったルールで計算しています」ということでしたが、これはルールだけではなくそれぞれのシナリオごとで将来的な見通しを踏まえて計算されているということですか。

か。例えば設備を新しくすればコストが含まれるし、受水するのであれば受水コストもある程度額を含んで考えているのか。そこから逆算して導かれているということですか。

(委員)

供給単価の計算方法は、基本的には水道料金は総括原価方式をとりますから、かかる費用計算したうえで、水量で割り返していると思うのですが、算出方法はそれでよろしいですか。

(事務局)

今おっしゃられた内容で作り上げた形で問題ありません。

(委員)

水道サービスが同じであると考え、住民からすると一定のサービスを受けるのにできるだけ最小の費用でサービスを受けられるほうがありがたいということになるので、供給単価が小さくなるというのをベースに考えればいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

(事務局)

「供給単価の上がり方だけでケースの優先順位を決めることができるのではないか」、ということですが、茶色の供給単価がなるべく少なければ、直接、住民への負担がかからないですむのではないかという見方ができます。しかし、水道事業者そのものが2040年には給水人口が急激に下がっていきます。中間市も人口が2万8千人、あるいは2万5千人くらいに下がってしまうと予想されます。今は4万1千人という人口になっていますが、この問題（注：統合）を2040年に先延ばしにするのであれば、かなり高いハードルかもしれません。そうなれば、ケース3・ケース4という形もありうるのではないかと考えられます。事業者から見ると2040年まで追い込まれた形でこの問題（注：統合）を考えるよりも、今少し余裕がある段階で考えてみてはどうかという事でケース3・ケース4が入ってきた訳です。お金だけの問題でこのケースを提示したわけではありません。

(委員)

安かろう・悪かろうというのはよくないところもありますので、そのあたりも踏まえつつどういうやり方がいいのかということだと思います。一番安いのが最大の条件だとして、それ以外の考慮する要因もあるのかどうかというのも議論されるべき内容かなと個人的には感じます。政治的なコスト等そこまでは我々が配慮することではな

と思いますが、そういう点も含めてです。市町村合併の問題であったようにコストとしては下がるけれども、住民の声は届きにくくなるというような問題点もありますので、その辺も踏まえつつ、今回いろいろな分野の先生方がいらっしゃいますので、さまざまな角度から議論をいただくもの、と認識しております。

(委員)

給水原価のところなのですが、自治体 A からの受水費ですが、条例上は (削除) 円以下となっていますが、(削除) 円に下がるっていう根拠は何かあるのですか。

(事務局)

自治体 A と協議をしていないなかで、「中間市が正式に統合や受水を表明していない段階では、条例上 (削除) 円以下というところなので、売る側からすると (削除) 円と設定しておけば問題ない」と思います。ただ中間市の方が実際 (削除) 円で買うとなると、自治体 A 側も厳しいという認識はもっていると考えています。実際に自治体 A から水を買っている事業体は、決算等で受水費というところで挙げられている数値があります。これを推測すると「(削除) 円までいかないところで買われているのではないか」というところから今回の受水単価については、「このくらいは協議の中で話合える余地があるのではないか」というところで、設定しています。

(委員)

不確定要素がかなり大きいというところですか。

(事務局)

正式に自治体 A の方からこの金額で OK というものはなく、中間市側があくまで想定してあげている数字ということになります。

(委員)

「なんらかの根拠がありこれくらいだ、ととらえている」感じですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

ケース 4 の場合は、浄水場を市が改修したあと事業統合しますと、事業統合する自治体 A の水というのは浄水場を使ってというイメージなのか、それとも全量用水供給のような形で自治体 A から水が来るといった形ですか。

(事務局)

事業統合後は、中間市の浄水場はなくなります。

(委員)

浄水設備はなくなるが、配水のための設備は残るということでよいですか。その後のコストが(削除)円を買ってこられるのであれば、供給単価が(削除)円になることはないかと単純に試算したのですが、配水のためのコストがかかって(削除)円、(削除)円になるとのイメージでよいですか。

(委員)

今の話は全量受水で、かつ事業統合しないケースのように聞こえましたが、「受水費用プラスアルファの分でどういった費用がかかるのか」という事だと思います。「自治体 A から(削除)円を買えば供給単価も(削除)円ではないかと。実際のケースではそれ以上の金額になっているということは、それ以外の費用がかかっているのか」ということですね。

(事務局)

最後の質問ですが、中間市の水道事業体としては残っておりまして、自治体 A から全量受水すると、施設の整備、運営という維持管理は中間市が行っているので、(削除)円プラスアルファになるということです。

(委員)

実際に(削除)円というのは、自治体 A から水を買う金額で、それをまたそれぞれのお客様に配るということで別の費用がかかります。水道事業で収益的収支はいくつかの費目に分かれています。受水すると原水費・浄水費はなくなるが、配水費などは残るということですか。

(事務局)

仮に全量、自治体 A から受水しても、一回受け皿となる配水池は残ります。配水池から各家庭に送るポンプの動力費・電気代等もかなりの金額になります。配管に関しては、市が維持管理や布設替えをやっていくことになるので、用水供給時点ではまだ、(削除)円にプラスアルファがかかるということです。

(委員)

ケース 3・ケース 4 のうちで仮にケース 3 でしたら、2036 年まで供給単価が出

ていますが、そこから先は書かれていませんが、今いったような話で受水単価が（削除）円だったらプラスアルファになるけど、まだわからないから書いてないということですか。

（委員）

そこで事業統合するので、その後は中間市としての数字は出ないという意味ですね。

（事務局）

その通りで、ケース3でいきますと令和18年で終わっています。令和19年度は中間市からは一切お金は出ません。出す必要はありません。自治体Aに全部変わります。維持管理も自治体Aに変わります。自治体Aと事業統合するまでに中間市の方に施設の整備をお願いしますということです。令和19年度からは一切中間市がお金を出すことはありませんので、中間市内にある配水管やポンプ施設等もすべて自治体Aが維持管理することになるので、何も費用がかからずゼロという意味であります。

（委員）

確認ですが事業統合というのは、水道事業だけ自治体Aと合併するというイメージですね。中間市としては市の水道事業を持たなくなるということですね。

（事務局）

4つのケースを書かせてもらいましたが、様々な想定の中から極端な例を2つずつ、ケース1・ケース2とケース3・ケース4という形で書いています。2と3はかなり間が開きすぎています。ケース3・ケース4は自治体Aと事業統合、ケース1・ケース2は中間市がそのまま水道事業を行う形になって二者択一というような形になっています。国が進めている水道事業の連携のパターンで、その中間というパターンもあります。それを書くともケースが増えていくので、ここにケース1・ケース2は最終的には中間市単独、ケース3・ケース4は最終的には自治体Aとの統合という形で書いています。例えば配水池だけを共有するなど、事業統合ではなく事業体そのものは中間市に残るが、経営を自治体Aにしてもらう経営統合という形もありますが、ここでは両極端な中でも、4つの形にしています。ケース3・ケース4に関しては、自治体Aと事業統合という形で連携をお願いしますが、他にも事業統合までいかない経営統合みたいな連携もあります。ここでは両極端な形にさせていただきました。

（委員）

議論のたたき台として、極端なケースを示しているということのようです。

(委員)

事業統合を行う場合に、配水池や浄水場は廃止になるという話ですが、そういった資産は自治体 A に譲渡されて、使う・使わないは自治体 A が考えるということになるのですか。現行所有している廃止する予定の浄水場等は、譲渡せずにその土地で有効活用していくような形なのですか。

(事務局)

事業統合ということになりますと、今現在中間市が所有している水道の財産は土地も含めて、自治体 A の持ち物になります。使う・使わないは別に全て自治体 A の持ち物になります。すべて財産を譲り渡すということです。

(委員)

そうしますと、浄水場を仮に自治体 A が使おうと思えば改修して使うこともできるし、使わずに別で何か活用、向こうが考えても構わないという形ですか。

(事務局)

その通りです。浄水場に例えば大きなポンプ施設、浄水池や水を貯める容器を構えてポンプ施設を作る等、そういった形で自治体 A がされるのであればそのまま使われるという形になります。

(委員)

そうしますと、中間市にとってみれば、改修にかけた借金がそのまま残ってしまうだけということですか。

(事務局)

水道の起債がそのまま残っているということです。

(委員長)

そろそろ時間も迫ってまいりましたが、今日中に聞いておきたいことなどございますか。

(委員)

先ほど話ができましたが、自治体 A から水を買うという判断をされて、浄水場、取水場、導水管の維持管理が不要になると、その部分の試算はできるのですか。中間市で自治体 A から水を買って、今後維持しなければならない施設、人件費等含めて、試算

ができるのですか。

(委員)

今の場合は、「中間市の事業が残った場合」ということですね。

(委員)

自治体 A から水を買って中間市が配水、給水をする事業といった場合の試算はできるのですか。

(事務局)

今のご質問は、いわゆる確定試算というところですが、ケース 2 に関して途中まで説明しているところだと思います。中間市の水道事業は残りつつ、今回のケースでは、遠賀町の区域を自治体 A から用水供給という形で受水して、その代わりそれまで使っていた浄水場は廃止して、当面老朽化更新で危険を回避するという形です。その後浄水場に関して、唐戸浄水場の中間市給水分を新たに建設した施設の横に空いている用地に増築し、動かしていくにはどのくらいの費用がかかるのかということ想定し、ケース 2 を考えているので、ご質問であった試算は、ケース 2 である程度考えているというふうには思っています。

(委員)

ケース 2 の部分でいえば、令和 10 年から令和 13 年の西部浄水場自体の事業がなくなる。そういう部分はどうですか、ということですね。自治体 A から全量水を買おうと中間市としては浄水場をもたないという形で水道事業として成り立つものなのですか。

(委員)

新しいケースで、全量受水した場合の事業というプランもあるのかどうかということですか。

(事務局)

ケース 2・ケース 3 に関しては、ちょうど 6 千 m³ ですから、遠賀町給水分だけの水を買うという想定でした。中間市分まで買うとなると、1 万 4 千 m³ プラスになり 2 万 m³ 近くになりますので、水道料金を見合う分まで上げるという形であれば、いくらでも成り立つかもしれませんが、おそらく 4 つのケースで挙げさせて頂いた程度の料金設定で、中間市まで供給してしまうと水道事業としては成り立たないと思います。

(委員)

成り立たないというのは、金額がとんでもない額になるということによいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

ありがとうございます。時間になりましたので、最後に確認ですけれども、次回また1か月後くらいですが委員会がございます。本日いろいろな資料をいただいていますけれども、これから議論をしていくうえで、こういった資料がほしいというものがあれば、事務局の方に準備していただくようにしたいと思います。いかがですか。

事務局にご相談ですが、このような資料を準備していただきたいということがあったら、メールなり電話等で、まず事務局の方にご連絡して、各委員の方に資料を何らかの形で送れるような形にさせていただくというようにお願いしたいのですが、よろしいですか。

(事務局)

はい。ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員長)

こういう形になりましたので、委員のみなさまもご質問や資料請求等がございましたら、事務局の方までご連絡いただくという形にしたいと思います。それでは時間になりましたので、本日は慣れない進行で申し訳なかったですが、ご意見等ありがとうございました。これで第1回の委員会で8番の議題の部分は終了したいと思います。

(委員長)

9番その他、事務局からあればよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局の方からその他について説明いたします。お手元に開催予定と書かれた委員会の開催予定表をお渡ししているかと思いますが、そちらの方をご用意できますか。本日の第1回から第4回までの開催日、内容について記載しています。第2回目以降の開催日につきまして、委員のみなさまに事前に日程調整をお願いしておりまして、回答の方をいただいています。各委員の日程を確認して、多数の委員が出席できる日を事前に選ばせていただき、第2回目は令和2年8月3日(月)、第3回目は令和2年8

月31日(月)、16時30分からおおむね18時30分の2時間程度というふうにして
います。第4回目以降に関しては確定ではなくて、9月28日もしくは10月5日と
いうふうに決めさせていただきました。早い段階で第4回目の日程を確定させてお知
らせをしたいと思います。委員のみなさまも大変ご多忙と思いますが、なにとぞ出
席していただきますようよろしくお願いいたします。どうしても出席できないような
ことがありましたら、事務局の方までご連絡の方お願いいたします。

(委員長)

日程についてご都合が合わない場合は、事務局の方までご連絡をお願いしたいとい
うことでございます。

それでは、長い時間となり恐縮ですが、本日の議事は以上でございます。お疲れ様
でした。最後に事務局の方に司会の方をお戻しいたします。

(司会)

本日は、お足元の悪い中、お越しいただきましてありがとうございます。以上を持
ちまして第1回中間市水道事業あり方検討委員会を閉会させていただきます。本日は
大変ありがとうございました。